

令和4年4月5日

厚生労働省健康局長
佐原 康之 殿

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会
議長 中釜 斉

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針および次期基本計画策定に向けて：
緩和ケアおよび相談支援・情報提供の機能の充実にに関する提案書

これまで、がん診療連携拠点病院等（以下、拠点病院）では、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、「第3期がん対策推進基本計画」や「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「指針」という。）により、更なる体制の整備と多面的な機能の強化が進められてきました。

各拠点病院が体制や提供する医療や支援の質の向上に尽力してきたことにより、整備指針で求められている機能は徐々に充実してきています。しかし、医療技術の進歩や研究の推進などにより、拠点病院に求められる機能はますます増加し、さらには地方自治体、地域医療機関や地域住民との連携を前提として実現が求められる役割も拡大しています。

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会（以下、「本協議会」という。）では、それぞれの専門機能に応じて部会を設置し、各分野において拠点病院機能の充実と質の向上のための検討と取り組みを行ってきました。中でもがん患者の医療、生活に幅広く関わり、支援する役割を担う、緩和ケア機能、情報提供・相談支援機能については、個々の担当部署のみでの取り組みでは、その役割を全うすることは困難であり、病院全体、そして行政を含む地域全体での取り組みを必要とするものとなっています。

そこで、本協議会のもとに設置された、緩和ケア部会、ならびに情報提供・相談支援部会では、求められる役割を国民の期待に沿うよう実現するにあたり、次期指針に必要とされる要素について検討が行われました。その検討を踏まえ、本協議会から以下の提案を行うことといたしました。

国においては、拠点病院に限られた予算や人員で厳しい状況にある中、懸命の努力を続けていることをご理解いただき、拠点病院が求められている機能を充実させることができるよう、趣旨をくみ取っていただき、財政的な支援も含めて適切な整備指針ならびに基本計画に反映いただきますようお願いいたします。

1. 次期指針に反映していただくことを求める事項

1) 緩和ケアの地域連携の強化

わが国の多死社会を考慮し、病状等により変化する患者・家族の意向・希望に合わせた終末期医療を提供するためには、地域単位の医療介護福祉の連携が重要な課題となっています。国立がん研究センターが実施した2019-2020年遺族調査の結果では、死亡前に患者はからだの苦痛がなく過ごせたと回答した割合は41.5%であり、がん患者の苦痛の緩和は十分ではないことが考えられました。特に看取りにつ

いては、地域の後方連携病院が大きな役割を担っている現状を踏まえ、終末期ケアの質の維持・向上のため、拠点病院を含む地域の医療介護福祉サービスが一体となり、緩和ケアの地域連携を強化することが必要な状況です。

提案1.

拠点病院は、患者が地域の医療機関や在宅での療養中に身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等が生じた場合、地域の医療介護福祉従事者の依頼に応じて緩和ケアの支援（相談等）を行うことを指針に明記する。

提案2.

拠点病院が、地域の患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等について支援（相談等）を行う際には、拠点病院の主治医と緩和ケアチームが協働して対処することを指針に明記する。

提案3.

拠点病院は、都道府県をはじめ、地域の医療介護福祉施設と連携協力のもと、地域の看取りの状況や緩和ケアに関する医療介護福祉サービスリソースを把握し、地域の特性に適した方法で関係する医療介護福祉従事者や患者・家族・地域の住民へ情報を提供する。

2) 緩和ケアセンターや緩和ケアチームの体制強化について

拠点病院の緩和ケア提供体制のさらなる整備のためには、緩和ケアセンターや緩和ケアチームの事務処理機能の強化が必要です。

提案4.

拠点病院の緩和ケアセンターもしくは緩和ケアチームに、地域の医療介護福祉従事者や患者・家族との連絡調整、緩和ケアの提供体制の整備に係る書類等の作成などを担う専任の事務員を配置する（専従であることが望ましい）。

3) がん相談支援センターの理念と目標の明記

拠点病院に設置されたがん相談支援センターは、すべての患者、家族、地域住民が利用できるがんに関する情報提供拠点としての役割を担っています。またがん患者や家族等の心配、悩み等の軽減と安心して暮らせる社会の構築に貢献するため、下記に示すような目標と、それらに対応した行動指針と指標を整備していくことが、がん相談支援センターが真に患者、家族、地域住民から求められる役割を果たすために重要であると考えます。

＜拠点病院における相談支援と情報提供機能の充実を目指す目標＞

（行動指針と目標達成状況を測定する指標案を含めた詳細は参考資料1を参照）

1. がん診療連携拠点病院としてすべてのスタッフが、患者や家族等の不安や困りごとに気づき、必要な情報提供や支援を行い、必要時には、がん相談支援センターにつながられるようになることを目指す。
2. 患者や家族等のがんによる不安や困りごとに適切に対応できるよう相談支援の場を利用しやすくするとともに、適切な支援につながることを目指す。
3. 患者や家族などの相談者が安心して利用できるよう、公平で、中立な相談の場を確保し、患者や家族などの相談者が、科学的根拠に基づく信頼できる情報等をもとに、（その人なりの）意思決定ができる体制を整備する。
4. 質の高い相談支援を提供する体制を整備する。

5. がんになっても安心して暮らせるよう、地域の関係者らと協力して、社会にがんに関する適切な理解を促すことを目指す。

4) がん相談支援センターに課せられた目標を達成するにあたって求められる指針での要件の明文化

これらの目標が達成されるためには、がん相談支援センターだけでなく、より大きな組織（行政、都道府県がん診療連携協議会、拠点病院等）単位での対応も重要になると考えられることから、相談支援や情報提供に関する対策案を対象別に記載いたしました。拠点病院が求められている機能を果たしていけるよう、また国のがん対策における相談支援および情報提供の充実に向けて、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 情報提供・相談支援部会では、拠点病院等の整備指針やがん対策推進基本計画の策定にあたり、提案5に示す15の対策についてご検討いただくことを提案いたします。

提案5.

がん相談支援センターが目標を実現するために必要となる指針への提案と対策案

以下、個別の15の対策を整備指針に反映していただくことを提案します。

(1) 都道府県がん診療連携協議会が果たすべき役割について

【対策1】

都道府県協議会の情報集約・公開・更新の役割を強化し、行政と協力の下、都道府県内全ての拠点病院が、病院をあげて診療等の対応状況について情報の集約に協力する仕組みを作ることが必要である。

【対策2】

症例が少ない相談（小児・AYA、希少がん等）の対応や情報提供について、都道府県協議会主導の下で役割分担や連携構築についての議論を進め、情報公開することが求められる。

【対策3】

ピアサポーター・患者支援団体と各拠点病院を円滑につなぐため、各拠点病院ではなく、都道府県単位の取り組みとして都道府県協議会等がコーディネート機能を担うことが求められる。

【対策4】

地域住民へ向けた正しいがんの知識の周知については、都道府県協議会主導の下で行政機関等との協議・調整を行うことで、個々の機関での調整の負担を低減させることが求められる。

(2) 拠点病院が果たすべき役割について

【対策5】

診断後早期に知るべき情報を確実に伝えるための体制整備については、一部門や一職種のみでの対応は困難であり、病院をあげての協力、役割分担と連携体制の構築が必要である。

【対策6】

苦痛や困難を抱える患者・家族を支援につなぐために、病院をあげてスクリーニングと患者・家族支援に取り組むこと、がん診療に携わる院内全職員が、時事変化するがん対策に関わる支援情報を学ぶ機会（院内教育等）を年1回以上設けることについて整備指針に明記することが必要である。

【対策7】

がん相談支援センターの利用促進のために、病院管理者を含むすべての医療者が、がん相談をだれでも安心して利用できるよう、がん相談支援センターの理念や基本姿勢、対応内容を知ることが必要であ

り、医療者がこれらを学ぶ機会（院内教育等）を年1回以上に設けることについて整備指針に明記することが必要である。

【対策8】

全ての患者や家族が、がん相談支援センターの存在（場所・連絡先・どのような相談に対応可能か）を認識できるよう、診断後早期にがん相談支援センターを紹介する体制を整備することが求められる。そのためには「主治医が」利用を勧めることができる体制について、病院をあげて整備することの重要性が整備指針に記載される必要がある。

【対策9】

現状のがん相談支援センターの業務量の増加・業務内容の専門化、加えて相談対応の質の担保・持続可能性の観点から、都道府県拠点病院および地域拠点病院（高度型）では専従3人以上、地域拠点病院（除く高度型）では専従2人と専任1人以上、地域がん診療病院では専従2人以上の相談員を配置すること。多様な業務に対応できる体制を整える観点から、相談員のうち1名は看護師、もう1名は社会福祉士・精神保健福祉士の資格保有者とすることを整備指針に明記することが必要である。

【対策10】

専門性が高い相談内容、医療的判断を伴う内容に適切に対応するため、がん診療に関わる診療科の医師（兼任可）を1名配置することを整備指針に明記することが必要である。病院長を先頭に、がん診療に関わる全診療科の医師が協力する体制を構築することも併せて整備指針に記載する必要がある。

【対策11】

相談員が相談員でなければできない業務に専念できるよう、都道府県拠点病院および地域拠点病院（高度型）では2人以上、地域拠点病院（除く高度型）および地域がん診療病院では1人以上の事務職を配置すること。がん相談支援センターの上部組織（がん診療センター等）に配置されている事務職が、がん相談支援センターの事務を兼務する形を認める。がん診療センター等との兼任でない場合には、専従であることが望ましい。WEB 会議システムの操作に慣れている事務を配置することを整備指針に明記することが必要である。

【対策12】

がん相談支援センターで提供する支援の質を担保するため、相談員の研修修了要件を定期的な知識更新を要する形に変更すること、また対応の質の向上につなげるため正確な情報支援や相談対応のモニタリングを行うことが必要である。これらを円滑に実施できるための体制と資材（診療ガイドライン、相談対応を録音するための機材等）を整える必要性まで具体的に整備指針に明記されることが必要である。

(3) 国の都道府県拠点病院連絡協議会の役割について

【対策13】

国の都道府県拠点病院連絡協議会で情報や連携構築すべき範囲を検討し、そこでコンセンサスを得たものを随時各都道府県協議会や各拠点病院において情報集約・連携構築し、患者家族向けに情報提供することで、国内でのがん相談支援や情報提供の水準をあげつつ、社会状況に応じた相談支援や情報提供に柔軟かつ迅速につなげる等の取り組みが必要である。

(4) 整備指針の構成について

【対策14】

がん対策の目標に即して拠点病院の体制整備を行うためには、整備指針の中に情報提供・相談支援で達成すべき目的や目標、そのために整備すべき体制や実施事項、達成状況の評価指標の必要性についても、明確に示される必要がある。

【対策15】

都道府県協議会が果たすべき役割がますます重要になっていることから、整備指針上の都道府県協議会に関する事項（果たすべき役割、取り組むべき事項、協議会構成員の責務等）については、都道府県拠点病院の指定要件とは別建てで、明確に記載される必要がある。

2. 拠点病院の整備に要する予算措置

求められる機能を充足させるためには、人員配置を含め、相応の財源が必要となります。必要な機能を果たしていくために必要な予算が手当される枠組みを設けていただくことをお願いいたします。

3. 第4期がん対策推進基本計画に反映が必要と考えられる事項

その他、基本計画に関わる事項として、拠点病院の整備をはじめとする医療の範囲では対応が困難なものも多い状況です。法務をはじめとする他分野との協働や社会教育分野等の連携も必要となるものも多く、他分野との連携も想定において、相談支援や情報提供の充実が図られる必要があります。拠点病院として、これら解決が難しい課題が起きている状況の情報を集約し、都道府県や国の協議会等を通して速やかに国の専門委員会等とも共有をはかることが求められます。

また、緩和ケアの地域連携を推進するため、都道府県は地域の緩和ケア普及推進を主導し、市区町村は地域包括ケアシステムにおいて緩和ケアが普及するよう拠点病院の関わりを推進する旨を、第4期がん対策推進基本計画に盛り込むことを要望します。

以上